川俣町電子入札実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川俣町（以下「町」という。）が川俣町電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う建設工事及び建設工事に関連する測量、設計、調査、コンサルタント等の業務委託の入札手順に関し、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、川俣町財務規則（昭和６１年川俣町規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　電子入札システム　町がコンピュータとコンピュータネットワークを使用して入札から落札者決定までの事務を行うための情報システムをいう。

（2）　電子入札　電子入札システムを使用して行う入札をいう。

（3）　紙入札　電子入札によらずに入札用紙をもって行う入札をいう。

（4）　ICカード　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

（5）　電子入札対象入札　電子入札の対象となる入札をいう。

（6）　入札参加者　電子入札対象入札に参加しようとする者をいう。

（7）　電子くじ　入札参加者が入力したくじ入力番号及び入札書提出時間等により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者の順位を決定する仕組みをいう。

（8）　落札者　開札の結果、有効な入札を行ったもので、最低制限価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者をいう。

（電子入札対象入札）

第３条　電子入札対象入札は、次に掲げる入札とする。

（1）　設計金額が２００万円を超える建設工事

（2）　設計金額が１００万円を超える建設工事に関連する測量、設計、調査、コンサ

ルタント等の業務委託

（電子入札の公告及び通知事項）

第４条　町長は、電子入札対象入札については、規則第１１２条に規定する公告（以下「入札公告」という。）又は規則第１２３条に規定する通知（以下「指名通知」という。）において、規則第１１２条第１０号に規定するその他必要な事項を併せて公告又は通知するものとする。

（入札書等の提出）

第５条　入札参加者は、入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）で指定する提出期限までに入札書及び公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。

２　電子入札システムで提出する入札書等は、コンピュータウイルスが存在しないことを確認した上で提出しなければならない。

３　入札書の提出が適正にされなかったときは、辞退したものとみなす。

（電子入札システムの利用時間）

第６条　電子入札システムの利用時間は、原則として、午前８時００分から午後１０時までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

（１）　土曜日及び日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める祝日

（３）　１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで

（電子入札の特例）

第７条　電子入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町長の承認を得たときは、持参による紙入札を行うことができるものとする。

（１）　災害、停電、又はプロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害等の入札参加者の責めによらない事由により、電子入札システムを利用することができない場合

（２）　ICカードの名義人の退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不能となった場合であって、ICカードの再発行手続を行っている場合

（３）　前２号に掲げる場合のほか、紙入札を行うことがやむを得ないと町長が認める場合

２　紙入札を希望する入札参加者は、公告等で定める開札日の前々日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）の午前１０時までに紙入札承認願（様式第１号）を財政課に提出しなければならない。

３　町長は、紙入札承認願の提出があったときは、その適否を判断し、紙入札承認（不承認）通知書（様式第２号）により電子メール等で通知しなければならない

４　町長の承認を得た入札参加者は、開札日の前日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）の午後５時までに紙入札用入札書（様式第３号）及び公告等で指定する書類（以下「紙入札用入札書等」という。）を財政課に提出するものとする。

５　町長は、前項の規定による紙入札用入札書等の提出があったときは、紙入札用入札書等が封緘されていることを確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

（入札書等の書換え等）

第８条　入札参加者は、その提出した入札書等について、書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第９条　入札参加者は、電子入札システムにより辞退届を提出した場合、その撤回をすることはできない。

２　電子入札システムにより入札書等を提出した入札参加者は、開札までの間に限り当該入札を辞退することができる。この場合において、入札参加者は、入札辞退届（様式第４号）を財政課に提出しなければならない。

３　前項の規定は、電子入札システムにより辞退届を提出できない場合について準用する。

（開札等）

第１０条　電子入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において執行するものとする。この場合において、第７条の規定により紙入札を行った者がいるときは、入札を執行する職員が紙入札用入札書の記載事項を電子入札システムに登録した後に開札するものとする。

２　開札は、原則として公開とする。

３　電子入札の開札に当たっては、入札参加者及び当該入札に直接従事しない職員の立会いを不要とすることができる。

（同価格入札の取扱い）

第１１条　落札となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

２　第７条第４項の規定による紙入札用入札書等の提出があった場合において、紙入札用入札書に３桁のくじ入力番号が記載されていない場合は、くじ入力番号を一律に「９９９」とする。

（入札結果の通知及び公表）

第１２条　町長は、電子入札により落札者が決定した場合は、速やかに当該落札者等に電子入札システムにより通知し、公表するものとする。

（落札者等が決定しない場合の措置）

第１３条　町長は、電子入札を行った結果、落札者が決定しないときは、再度の公告等を行い入札に付するものとし、最初の入札後、速やかに入札参加者に対して電子入札システムより通知するものとする。

（電子入札の無効）

第１４条　電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）ICカードを不正に使用して行われた入札

（２）同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札

（３）工事費内訳書の提出を求める入札において、工事費内訳書と入札書の入札価格とが異なる入札

（４）工事費内訳書において明らかに積算の事実が確認できない入札

（ICカードの不正使用）

第１５条　入札参加者がICカードを不正に使用して入札に参加した事実が落札後に判明した場合は、町は契約締結前にあっては契約を締結しないこととし、契約締結後にあっては契約を解除することができる。この場合において、町は、ICカードを不正に使用して入札を行った者に対して、川俣町工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成１３年川俣町訓令第５５号）に基づく指名停止を行うことができる。

（入札の延期、中止又は取消し）

第１６条　町長は、電子入札において、電子入札システムの障害等により事故が発生した場合又は不正な行為が行われた場合その他必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。